

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則新旧対照表

		別表（第二条関係）		新
六略	五 条例第二条 第二号ホに掲 げる事業の種 類	一 ～ 四略	事業の 種類	要件
	イ ～ 二略 ホ 太陽電池発電所の設置の工事の事業（土地 の区画形質の変更を行う区域の面積（以下「 土地の区画形質変更の面積」という。）又は 樹木の伐採等を行う区域の面積（以下「樹木 の伐採等の面積」という。）が二十ヘクター 以上であるものに限る。） へ 太陽電池発電所の変更の工事の事業（土地 の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面 積が二十ヘクター以上増加するものに限る 。） ト ～ リ略			
		別表（第二条関係）		旧
六略	五 条例第二条 第二号ホに掲 げる事業の種 類	一 ～ 四略	事業の 種類	要件
	イ ～ 二略 ホ ～ ト略			

<p>七 条例第二条 第二号トに掲 げる事業の種 類</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条 第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（ 以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又 は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物 の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場 」という。）の設置の事業（埋立処分用の 供される場所（以下「埋立処分場所」という 。）の面積（二以上の埋立処分場所を併せて 設置する場合には、それらの合計の面積。以 下同じ。）が五ヘクタール以上又は土地の区 画形質変更の面積が十ヘクタール以上である ものに限る。） ロ 二略</p>
<p>八 条例第二条 第二号チに掲 げる事業の種 類</p>	<p>イ 略 ロ 工場立地法第二条第三項に規定する製造業 等に係る工場又は事業場（五の項ホ及びへに 該当するものを除く。ハにおいて同じ。）の 新設の事業（土地の区画形質変更の面積が五 十ヘクタール（特別地域を含む区域において 行われるものにあつては、十ヘクタール）以 上であるもの（条例の規定により造成に係る 環境影響評価が行われた工業団地において行 われるものを除く。）又は排出ガス（大気汚</p>

<p>七 条例第二条 第二号トに掲 げる事業の種 類</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条 第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（ 以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又 は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物 の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場 」という。）の設置の事業（埋立処分用の 供される場所（以下「埋立処分場所」という 。）の面積（二以上の埋立処分場所を併せて 設置する場合には、それらの合計の面積。以 下同じ。）が五ヘクタール以上又は土地の区 画形質の変更を行う区域の面積（以下「土地 の区画形質変更の面積」という。）が十ヘク タール以上であるものに限る。） ロ 二略</p>
<p>八 条例第二条 第二号チに掲 げる事業の種 類</p>	<p>イ 略 ロ 工場立地法第二条第三項に規定する製造業 等に係る工場又は事業場（電気供給業に属す る発電所で太陽光を電気に変換するものを除 く。ハにおいて同じ。）の新設の事業（土地 の区画形質変更の面積が五十ヘクタール（特 別地域を含む区域において行われるものにあ つては、十ヘクタール）以上であるもの（条 例の規定により造成に係る環境影響評価が行 われた工業団地において行われるものを除く</p>

<p>十一 条例第二 条第二号ルに 掲げる事業の 種類</p>	<p>九・十略</p>	
<p>イ・ロ略 ハ スキー場、公園（都市計画法第四条第十一 項に規定する第二種特定工作物、都市公園法 （昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一 項に規定する都市公園、自然公園法（昭和三十</p>		<p>ハ 略</p> <p>染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第 二条第二項に規定するばい煙発生施設から排 出される排出ガスであつて、専ら水分の乾燥 用その他の用途でその用途に供することによ り大気汚染に係る物質が増大しないものに供 された空気を除く。以下同じ。）の量が温度 が零度で圧力が一気圧の状態に換算して十萬 立方メートル毎時以上若しくは一日当たりの 平均的な排出水（水質汚濁防止法（昭和四十 五年法律第三百三十八号）第二条第六項に規定 する排出水であつて、専ら冷却用、減圧用そ の他の用途でその用途に供することにより、 汚濁負荷量が増加しないものに供された水を 除く。以下同じ。）の量が一万立方メートル 以上であるものに限る。）</p>

<p>十一 条例第二 条第二号ルに 掲げる事業の 種類</p>	<p>九・十略</p>	
<p>イ・ロ略 ハ スキー場、公園（都市計画法第四条第十一 項に規定する第二種特定工作物、都市公園法 （昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一 項に規定する都市公園、自然公園法（昭和三十</p>		<p>ハ 略</p> <p>。又は排出ガス（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設から排出される排出ガスであつて、専ら水分の乾燥用その他の用途でその用途に供することにより大気汚染に係る物質が増大しないものに供された空気を除く。以下同じ。）の量が温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算して十萬立方メートル毎時以上若しくは一日当たりの平均的な排出水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第六項に規定する排出水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより、汚濁負荷量が増加しないものに供された水を除く。以下同じ。）の量が一万立方メートル以上であるものに限る。）</p>

<p>備考略</p>	<p>十二〜十六略</p> <p>十二年法律第六十一号) 第二条第六号に規定する公園事業によるもの及び岡山県立自然公園条例(昭和四十八年岡山県条例第三十四号) 第二条第二号に規定する公園事業によるものを除く。二において同じ。) 又はキャンプ場(これらと一体となって整備される施設を含む。二において同じ。) の新設の事業(土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>備考略</p>	<p>十二〜十六略</p> <p>十二年法律第六十一号) 第二条第六号に規定する公園事業によるもの及び岡山県立自然公園条例(昭和四十八年岡山県条例第三十四号) 第二条第二号に規定する公園事業によるものを除く。二において同じ。) 又はキャンプ場(これらと一体となって整備される施設を含む。二において同じ。) の新設の事業(土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>